

平成30年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金 申請にあたっての注意事項

1 申請の流れ

今回提出していただく資料は、事前審査のための書類です。

審査の結果、採択が可能となりましたら、改めて本申請をしていただくことになります。その際に、改めての提出していただく書類は、事務局から連絡します。本申請の時期は4月上旬を予定しています。

2 市町村による有効性の確認

採択にあたって市町村による有効性の確認が必要です。提出していただいた書類の写しを、当協議会から活動対象森林の所在市町村に送付し、市町村が活動の有効性を認めることが、採択の要件となっています。

各活動組織におかれましては、あらかじめ役場の担当課に活動目的や内容の説明について説明、情報提供していただきますようお願いいたします。

3 北海道及び市町村の支援

北海道及び市町村の上乗せ助成が得られる場合があります。道と市町村を合わせた支援額は、国交付金のおよそ1/3に相当する額です。（ただし、資機材・施設の整備を除く）

助成の有無やその額は市町村によって異なります。

採択申請書（様式第13号）では、「北海道の補助額」「市町村の負担額の目安」が自動計算で表示されますが、現時点で交付を約束するものではありません。

4 採択のための必須要件

(1) 取組メニュー

「地域環境保全タイプ（里山林保全）」又は「森林資源利用タイプ」のいずれかに必ず取り組まなくてはなりません。「森林機能強化タイプ」「教育・研修活動タイプ」のみでは申請できません。

(2) 安全講習又は森林施業技術向上の講習

作業を安全に行うための安全講習や森林施業技術の向上のための講習を年1回以上開催することが義務づけられています。

講習は、活動組織が主催し、活動対象森林において、原則として会員全員が参加して、半日程度の研修を行う必要があります。講師は外部、内部を問いませんが、地域協議会や他の団体等が主催する講習会に参加するだけでは不十分で、活動組織が自ら主催する必要があります。

採択申請書（様式第13号）の8、活動計画書（様式第12号）の9に、その内容を記載してください。

安全講習等を実施しなかった場合は、採択を取り消すこととなります。（概算払

いを受けた場合は全額返還となります)

(3) 交付金の効果の調査・確認 (モニタリング)

活動組織が自ら活動対象森林を調査し、活動の目標、数値目標と活動の成果をモニタリングする方法を定め、活動計画書(様式第12号)の8に記載します。

詳しくはホームページの「事業の概要について」にアップしてある「モニタリングのガイドライン」及び「モニタリング調査の手引き」を参照してください。

H30年度に新規に応募する活動組織で、活動対象森林の調査を実施していない場合は、採択後に初回調査を行うこととなります。申請時点では、「活動の目標」及び「モニタリング方法」のみを記入し、「数値目標」の欄には「初回調査後にすみやかに報告する」と記載していれば採択の対象となります。

H29年度から引き続いて申請をする活動組織は、数値目標が記入されていない場合は、採択の対象となりません。

なお、活動の結果、数値目標を達成できなかった場合でも、交付金の返還を命ぜられることはありません。その理由を分析して、必要に応じて次の年度の活動計画を見直すこととなります。また、活動開始後に再検討の結果、目標やモニタリング方法を変更することは可能です。

ただし、この調査を行わなかった場合は、採択を取り消すこととなります。(概算払いを受けた場合は全額返還となります)

(4) 自己財源の確保

活動の経費をすべて交付金でまかなうのではなく、活動組織自らが会費、林産物売上などの自己財源を確保することが義務づけられています。活動計画書(様式第12号)の13の(2)にその内容を記載するとともに、会費を徴収する場合は、規約にその旨を明記してください。

5 資機材・施設の整備

活動に必要な資機材・施設の整備についても、交付金を申請することができますが、交付率は1/2以内又は1/3以内で、残りを自己負担する必要があります。詳しくは実施要領(別紙3)の第4の(2)(p.12)を参照してください。

希望する組織は、採択申請書(様式第13号)の4に必要事項を記入してください。

「森林面積等」の欄に購入予定額(自己負担分を含む全額)、「国交付金額」の欄にその1/2以内又は1/3以内(千円未満切り捨て)を記入し、見積書、カタログの写し等価格のわかる資料を添付してください。

なお、資機材・施設の整備については、道及び市町村の上乗せ助成はありません。

6 森林計画図、森林調査簿

市町村役場、振興局林務課又は森林室で交付してもらい、写しを添付してください。森林計画図には活動を実施する区域やその内容を記入します。記入方法の詳細は活動計画書(様式第12号)の12に記載してあります。

森林経営計画が樹立されている森林では、交付金を活用した活動はできませんので、ご注意ください。

森林計画図、森林調査簿が作成されていない土地で活動を行う場合は、地域協議会にお問い合わせください。

7 間伐等（除伐、枝打ちを含む）の実施面積、長期にわたって手入れをしていなかったと考えられる里山林

該当がある場合は、採択申請書（様式第13号）の4及び活動計画書（様式第12号）の7にその面積を記入し、手入れをしていなかったと考えられる里山林の写真を添付（活動計画書（様式第12号）の13の(2)）してください。

8 活動計画書の7 年度別スケジュール

平成28年度に採択を受けた組織は「平成30年度」の計画のみ記載、平成29年度に採択を受けた組織は、「平成30年度、31年度」の計画を記載、今年度新たに採択を希望する組織（3年の活動を終えて再度申請する組織を含む）は3カ年分の計画を記載してください。

9 交付決定前着手届

交付決定は5月下旬頃になります。それ以前に活動を開始する組織は、交付決定前着手届け（様式第9号）を提出してください。

10 その他

不明な点は当協議会事務局に電話又はメールでお問い合わせください。書類を郵送する前に、電子メールにより提出して、内容のチェックを受けることをお勧めします。押印の必要のない書類は、メールで提出を完了することも可能です。

~~~~~  
〒060-0004 札幌市条中央区北4条西5丁目1  
（公社）北海道森と緑の会 内  
北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
事務局 大堀、片岡  
TEL 011-261-9022 FAX 011-261-9032  
E-mail morimidori@h-green.or.jp  
~~~~~